

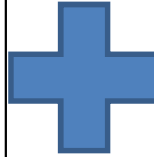
前回の規約改正の概要・変更点

これまでの目的

- 洪水、津波又は高潮に関する水防災に関する取組み

これまでの取り組み

- 水防計画等の市等関係機関への周知
- 雨量・水位等の情報伝達
- 情報連絡システムの整備
- 水防体制、備蓄器材に関する情報交換
- 水防災に係る危機管理に関する情報交換



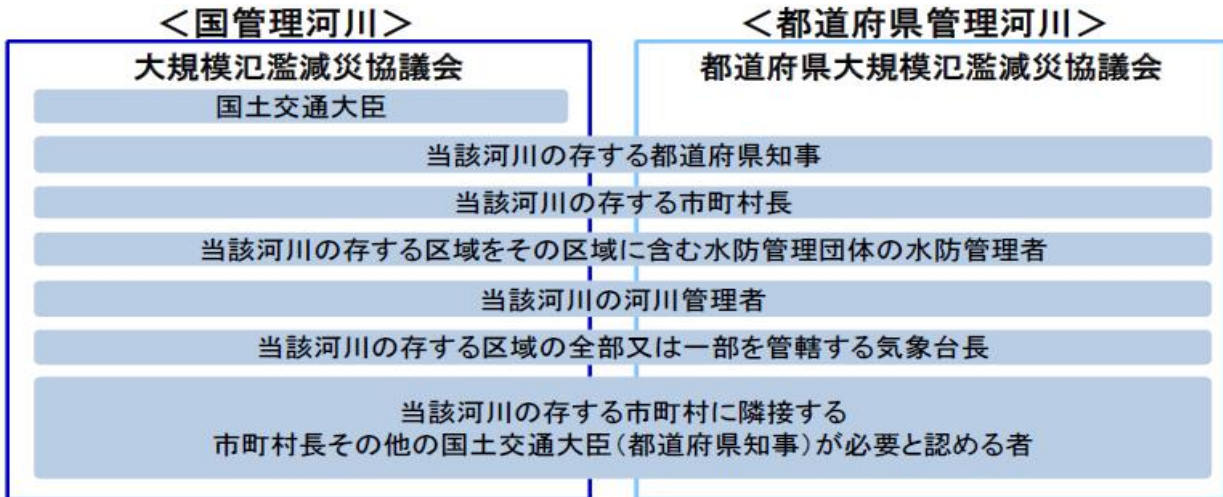
追加する目的

- ◆土砂災害
- ◆水防法第十五条の十に準じる協議会位置付け

追加する取り組み

- ◆防災、減災対策の取組方針を定めるための協議・検討・共有（5年間で達成目標の検討・共有）
- ◆防災、減災対策の取組方針等を検討する行政WGを組織する。

【協議会構成員について】



「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の実情に鑑みて決定。

- ・浸水が想定される近隣の市町村
- ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村
- ・警察、消防、自衛隊
- ・地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。

今回の規約改正の概要・変更点

協議会、行政WGの構成員を追加

泉北地域の危機管理事象を事務する**泉北地域防災監**を本協議会、行政WGの構成員に追加する。

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉北地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉北地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「泉北地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉北地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「泉北地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 「泉北地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前項（1）（2）（3）（4）の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉北地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、構成員より選出した会長職務代理者が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府鳳土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付 則)

この規約は、平成16年6月17日から実施する。

この規約は、平成24年6月21日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年〇月〇日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
堺市長
和泉市長
泉大津市長
高石市長
忠岡町長

(自治体関係)

府鳳土木事務所長
府泉北地域防災監
府富田林土木事務所長
府港湾局総務企画課長
府環境農林水産部水産課長
府南部流域下水道事務所長
府泉州農と緑の総合事務所長
府和泉保健所長

(国関係)

大阪管区気象台長

(警察機関)

府堺警察署長
府北堺警察署長
府西堺警察署長
府南堺警察署長
府黒山警察署長
府泉大津警察署長
府和泉警察署長
府高石警察署長

(消防機関)

堺市消防局長
和泉市消防長
泉大津市消防長
忠岡町消防長

(占用事業者)

関西電力株式会社 大阪南支社 業務グループマネージャー
西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策室担当課長
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部部長
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
南海電気鉄道株式会社 工務課長
阪堺電気軌道株式会社 技術課長
泉北高速鉄道株式会社 技術部審議役兼土木課長

(陸上自衛隊)

陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊 第3科長

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

府**泉北地域防災監**
府鳳土木事務所 建設課長
府事業管理室 事業企画課 参事
府河川室 河川整備課 参事
府港湾局 危機管理グループ課長補佐
府環境農林水産部水産課企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐
堺市危機管理室長
堺市建設局長
堺市上下水道局長
和泉市市長公室長
和泉市都市デザイン部長
和泉市上下水道部長
泉大津市総合政策部危機管理監
泉大津市都市政策部長
高石市総務部長
高石市土木部長
忠岡町町長公室長
忠岡町産業まちづくり部長

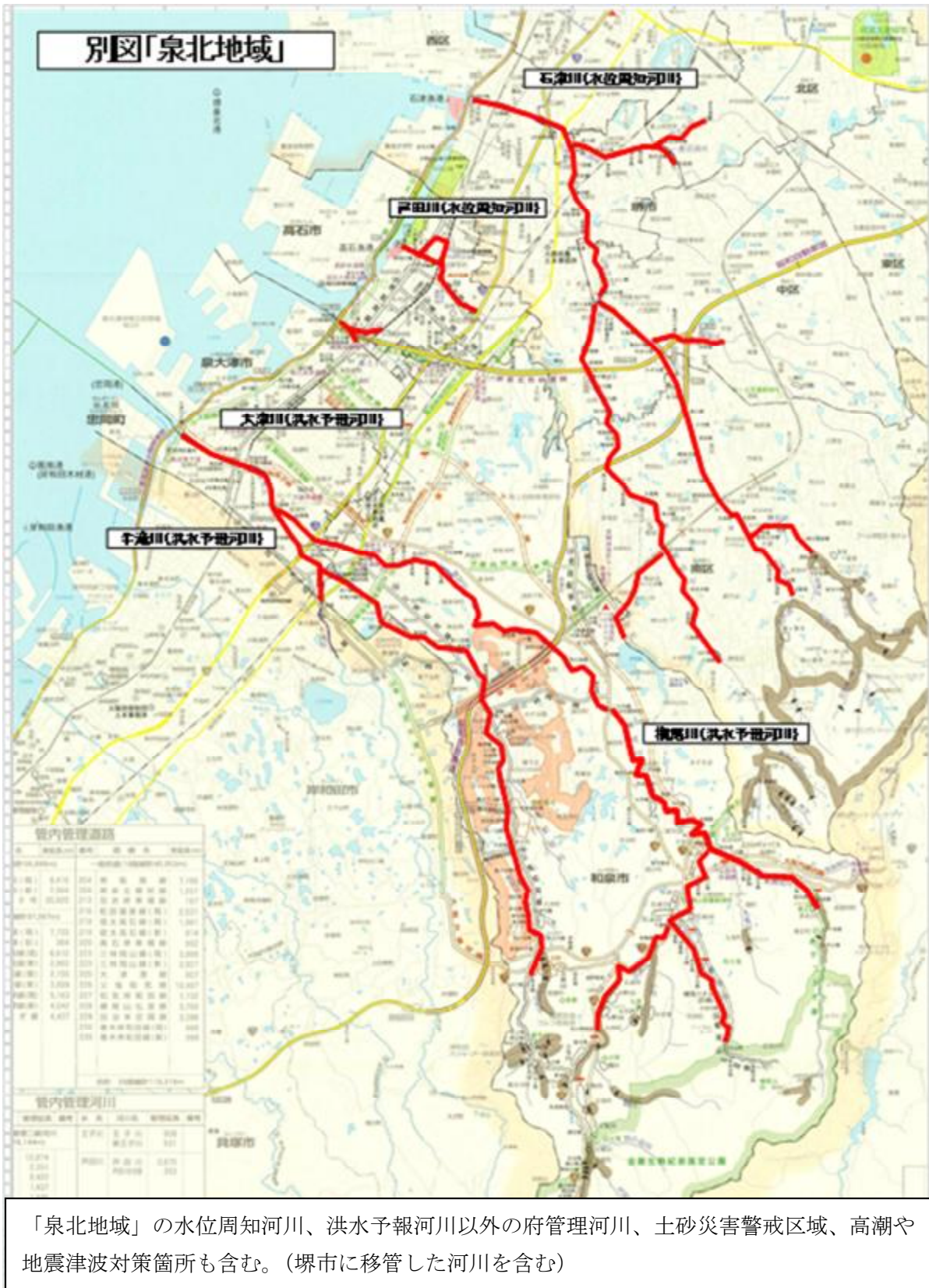
(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

(別図)

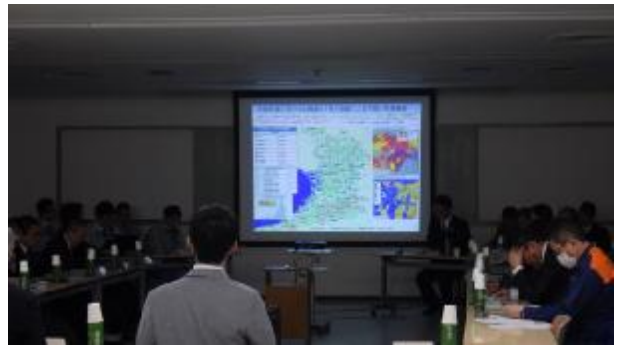


「泉北地域」の水位周知河川、洪水予報河川以外の府管理河川、土砂災害警戒区域、高潮や地震津波対策箇所も含む。(堺市に移管した河川を含む)

平成 29 年度 泉北地域水防災連絡協議会 議事概要

- 日時 : 平成 30 年 2 月 6 日 (火) 14:00~15:30
- 場所 : 泉北府民センタービル 1 階 大会議室
- 構成機関 : 別紙出席者名簿 参照
- 議事
 - (1) 泉北地域水防災連絡協議会規約改正について
 - (2) 泉北地域の防災、減災に向けた目標を達成するために概ね 5 年間で実施する具体的な取組について
 - (3) 意見交換 (台風第 21 号での対応を振り返り)
 - (その他) 今後のスケジュール

■ 開催状況



■ 協議会結果

- Ⅰ 議事 (1) の規約改正の経緯、内容を説明、協議会で確認。
- Ⅰ 議事 (2) の泉北地域の防災、減災に向けた取組方針の概要などについて説明。協議会より取組方針の検討を進めていくこと了承。
- Ⅰ 意見交換 (以下のとおり)

■ 意見交換での発言概要

- Ⅰ 台風第 21 号時、(市町が作成する) 避難マニュアルに基づき避難勧告等を発令する際、対象エリアをどうするか判断が難しい。地区の一部だけが対象エリアになる場合、住民に混乱を招く恐れもある。流域単位での発令の検討が必要。
- Ⅰ 被害情報の整理に苦労した。被害が多数あり、情報整理が課題。
- Ⅰ 下流域の市町としては、上流域の河川水位や被害情報は特に重要。管轄に関係なく流域一環での情報共有が必要。
- Ⅰ 避難勧告等発令は、避難マニュアルを基本に、実況を踏まえ臨機応変な対応が必要。
- Ⅰ TVテロップで大津川水系の氾濫危険情報が出た途端、「大津川が危ないのか」などの問合せ電話が殺到。実際は大津川上流の槇尾川の情報であり、対応に苦慮した。

- Ⅰ 水防組合解散後、初めて市職員で構成する水防団での活動となり、反省点も多かった。他市町の被害状況が伝わり、住民も不安を感じた。流域全体で防災や被害情報の共有が重要。
- Ⅰ 都市部では、大河川の浸水想定を対象に避難勧告を発令しても、対象エリアが広範囲なため、本当に住民が避難できるか疑問。市では、想定最大規模降雨による浸水想定区域を基に、住民の避難シミュレーションを実施した結果、避難情報を早く出さないと逃げ遅れるエリアがあることも分かった。避難の難しさについて住民にも考えてもらう必要がある。
- Ⅰ 河川水位がすぐに上昇する中小河川では、氾濫危険水位などの設定について調整が必要。
- Ⅰ (台風第21号時には)土砂災害による被害が多数あった。土砂災害警戒区域外で起きた土砂災害箇所を、指定追加するか検討が必要。
- Ⅰ 避難勧告や指示の発令時、どこのエリアに発令されたか、事細かく報道されることは大事だが、それを不安と感じる住民もいた。また、避難勧告などが発令された周辺では、地域外の車が目撃される情報もあり、防犯面での対応も行った。防災だけでなく防犯面でも、関係機関の連携が不可欠。
- Ⅰ 台風第21号時、関係機関での情報共有や連携が出来ていなかった。防災機関の各セクションで防災情報の共有が不可欠。また、避難行動要支援者への対応も課題。個人からの救助要請が実際にあった。こうした要請があることも想定し、関係機関での連携が重要である。
- Ⅰ 台風第21号のような大規模水害に備え、避難方法やそのタイミングなどソフト対策の充実など、防災機関が連携し意識向上を目指す協議の場が必要。
- Ⅰ 河川水位や避難者情報など、防災情報の共有が必要。避難情報があれば、その対象エリアの状況が推定できる。防災機関、道路管理者や河川管理者との連携が不可欠。
- Ⅰ 計画運休は、乗客の安全を優先に气象台からの台風進路やその強さなどの情報を基に判断。

以 上

泉北地域水防災連絡協議会 行政WG 議事概要

- 日時 : 平成30年5月10日(木) 14:00～15:30
- 場所 : 鳳土木事務所大会議室
- 出席者 : 行政WG構成員(代理出席も含む)
- 議事内容
 - (1) 泉北地域水防災連絡協議会規約の変更について
⇒ 泉北地域の危機管理を事務する泉北地域防災監を協議会及び行政WGの構成員に追加するための規約改正を説明
 - (2) 平成30年度 大阪府水防計画の改正点について
⇒ 平成29年水防法改正を踏まえ、大規模氾濫減災対策協議会設置や要配慮者利用施設の避難確保計画作成、避難訓練実施の義務化などを追記
⇒ 土砂災害警戒情報の基準変更に伴うことを改正 など
 - (3) 鳳土木事務所の水防体制について
⇒ 泉北地域の水防警戒体制及び昨年度の主な水防実績の説明
 - (4) 昨年度の協議会、行政WG結果の報告
⇒ 2月開催の協議会及び3月開催の行政WGの議事概要を報告
 - (5) 泉北地域の防災・減災対策の取組方針(案)について
⇒ 概ね5年間で実施する具体的な取組の説明
⇒ 協議会で報告する「泉北地域の防災・減災対策の取組方針(案)」の説明
 - (6) 泉北地域の河川砂防施設の整備・維持管理等について
⇒ 平成30年度の主な事業予定箇所を報告
⇒ 河川特性マップ、河川巡視点検結果の報告
 - (7) 段階的に発表する防災気象情報の活用
⇒ 気象庁で情報提供する「防災気象情報」の活用方法について説明

以上、(1)～(7)を行政WGで説明、報告し確認いただきました。

■ 行政WGの開催状況



泉北地域水防災連絡協議会規約 第10条「協議会資料等の公表」に基づき、平成30年2月6日に開催された協議会資料及び議事概要を、大阪府ホームページにて公開しました。(公開日:平成30年3月30日)

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/otori/bousaikikikanri/senbokumizubousai.html>

協議会公開画面(HP)

更新日:平成30年3月30日

泉北地域水防災連絡協議会について

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等による甚大な被害を受け、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」という考えに立ち、社会全体でこれに備えるためハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組みを全国各地の国や都道府県の管理河川で進めており、この取組みを更に推進するため「大規模氾濫減災協議会制度」が平成29年5月の防法改正により創設されました。

泉北地域(堺市、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町)において、防災関係の行政機関及び企業等の参加による水防災連絡協議会等を設け、洪水、高潮及び土砂災害等の防災・減災対策について、より一層推進していきます。

○規約

[泉北地域水防災連絡協議会規約 \[PDFファイル/236KB\]](#)

○協議会の開催状況

1 開催日時 平成30年2月6日 火曜日 午後2時から午後3時30分

2 開催場所 泉北府民センター 1階 大会議室

3 議事内容

- (1) 泉北地域水防災連絡協議会規約改正について
- (2) 泉北地域の防災、減災に向けた目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組について
- (3) 意見交換(台風第21号での対応を振り返り)

4 協議会配布資料

[平成29年度泉北地域水防災連絡協議会議事次第 \[PDFファイル/28KB\]](#)

[平成29年度泉北地域水防災連絡協議会配席図 \[PDFファイル/33KB\]](#)

[平成29年度泉北地域水防災連絡協議会資料 \[PDFファイル/4.17MB\]](#)

[平成29年度泉北地域水防災連絡協議会参考資料 \[PDFファイル/5.72MB\]](#)

5 議事要旨

[平成29年度泉北地域水防災連絡協議会議事要旨 \[PDFファイル/121KB\]](#)

問合せ先

鳳土木事務所 地域・支援企画課 地域支援・防災グループ
電話番号 072-273-0123 (内線401)

このページの作成所属

[都市整備部](#) [鳳土木事務所](#) [地域支援・防災グループ](#)

泉北地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月 日

泉北地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成**27**年**9**月の関東・東北豪雨災害では鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水により、また平成**28**年**8**月の台風第**10**号では岩手県管理河川の小本川が氾濫により、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成**29**年**6**月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成**29**年**6**月**20**日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね**5**年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内**8**ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成**22**年**6**月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日
国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力で推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、
それに基づく避難訓練を実施 等
(他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を
教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等
(他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、
順次整備を実施
・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備
(他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等
(他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等
(他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、浸水被害による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流水による流下阻害対策や上砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実</p> <p>平成29年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づき協議会へ移行し、又は新たに設置し、再構築ビジョンに基づき協議会を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ</p>	<p>毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施</p> <p>・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表</p>			



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿江市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）

○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月上旬までに国管理河川全ての沿江市町村で避難訓練実施要目型の水害対応タイムラインを作成</p>	<p>毎年出水期前、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映</p>			

協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ

○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ</p>				

平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月までに要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの実施</p> <p>・市町村等向け点検用マニュアル作成</p> <p>・要配慮者利用施設向け説明会の開催</p>				

平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県、のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた見直しについては協議会等の場と共有。

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手

○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施</p>	<p>平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるような支援</p>	<p>国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有</p>			

引き続き、防災教育の実施を支援

【学習指導要領改訂
平成28年3月31日】

【平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の通知・徹底・移行期間】

【平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施】

泉北地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉北地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「泉北地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「泉北地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉北地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「泉北地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 「泉北地域」に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前項（1）（2）（3）（4）の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉北地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、構成員より選出した会長職務代理者が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府鳳土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成16年6月17日から実施する。

この規約は、平成24年6月21日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年5月29日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
堺市長
和泉市長
泉大津市長
高石市長
忠岡町長

(自治体関係)

府鳳土木事務所長
府泉北地域防災監
府富田林土木事務所長
府港湾局総務企画課長
府環境農林水産部水産課長
府南部流域下水道事務所長
府泉州農と緑の総合事務所長
府和泉保健所長

(国関係)

大阪管区気象台長

(警察機関)

府堺警察署長
府北堺警察署長
府西堺警察署長
府南堺警察署長
府黒山警察署長
府泉大津警察署長
府和泉警察署長
府高石警察署長

(消防機関)

堺市消防局長
和泉市消防長
泉大津市消防長
忠岡町消防長

(占用事業者)

関西電力株式会社 大阪南支社 業務グループマネージャー
西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策室担当課長
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部部長
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
南海電気鉄道株式会社 工務課長
阪堺電気軌道株式会社 技術課長
泉北高速鉄道株式会社 技術部審議役兼土木課長

(陸上自衛隊)

陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊 第3科長

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

府泉北地域防災監
府鳳土木事務所 建設課長
府事業管理室 事業企画課 参事
府河川室 河川整備課 参事
府港湾局 危機管理グループ課長補佐
府環境農林水産部水産課企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐
堺市危機管理室長
堺市建設局長
堺市上下水道局長
和泉市市長公室長
和泉市都市デザイン部長
和泉市上下水道部長
泉大津市総合政策部危機管理監
泉大津市都市政策部長
高石市総務部長
高石市土木部長
忠岡町町長公室長
忠岡町産業まちづくり部長

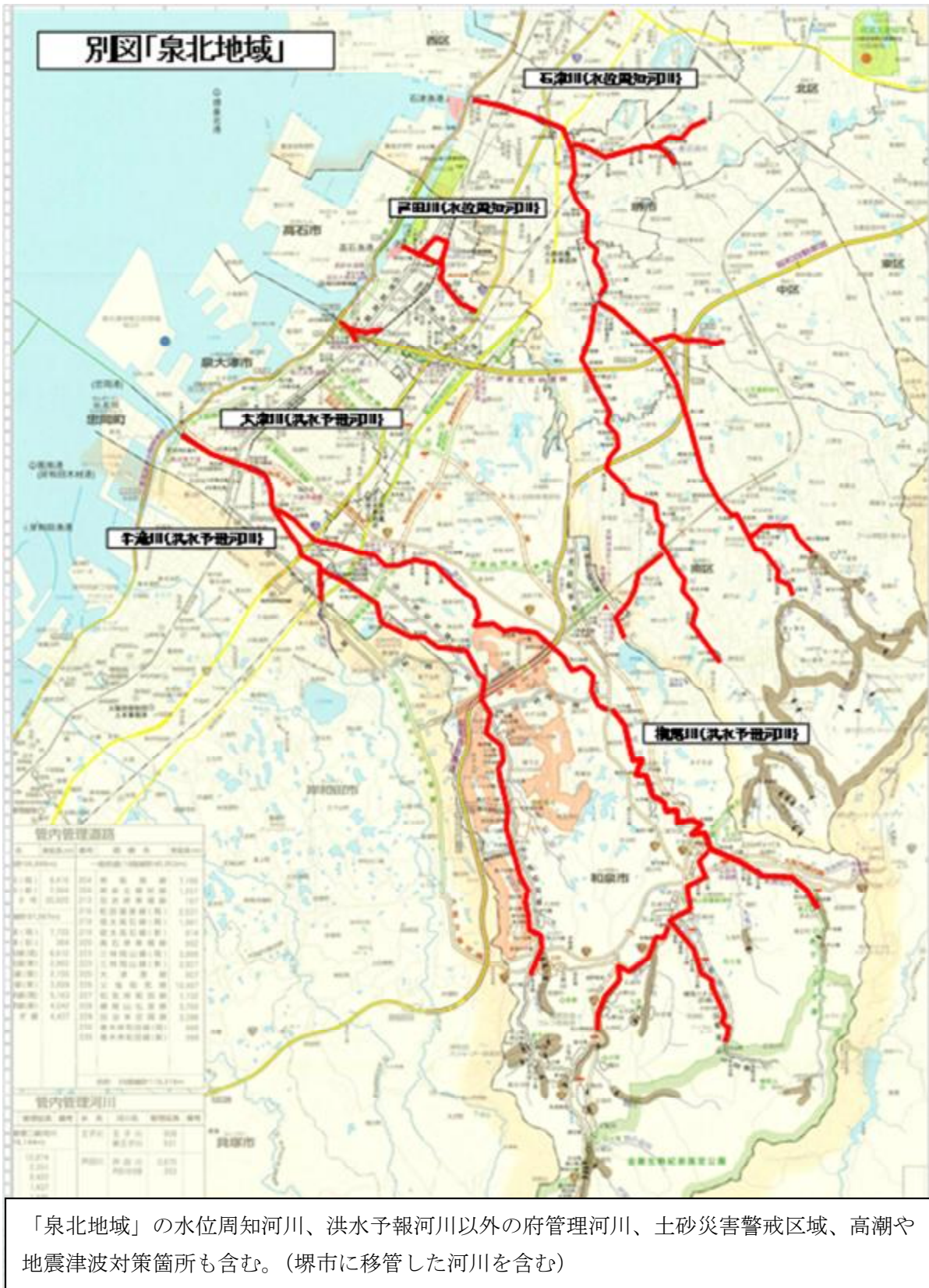
(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

(別図)



目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年5月から大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す
2	高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築する
3	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する
4	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年5月から土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市とホットラインを実施する
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する
		【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 <ul style="list-style-type: none"> ・2017年5月に府、市町の行政間で構築した大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す
		【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する
		【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う
		【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市町に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成
		【タイムラインの活用】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する
9	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する
		【多機関連携型タイムラインの作成】 浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する
		【タイムラインの活用】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する
10	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・高潮リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを検討、作成を行う ・タイムライン作成する地域（コミュニティ）の検討、調整
		【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する
11	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている堺市、和泉市においてタイムライン作成済み
		【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する
		【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
12	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う</p> <p>【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する</p>
13	水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する</p>
14	高潮災害の危険性の周知	<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模での浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定等を行う</p>
15	ICTを活用した洪水情報の提供	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新）
16	隣接市町における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う</p>
17	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害・高潮）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設を位置づけ ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設管理者に対して、2021年度までの避難確保計画策定と避難実施に向けて周知や支援を行う
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
18	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う
19	想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う
20	基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う ・調査は概ね5年に1度実施する

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
21	水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用	
22	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知
23	水害の記録の整理	過去の水害の記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表
24	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進
25	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認
26	高潮氾濫危険水位のための潮位計の整備	・高潮氾濫危険水位の設定に必要な潮位計について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施
27	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市の土砂災害に有効な取り組み事例など、様々な情報を共有できるページを作成
28	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する(市単位・地区単位)

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
(2) 的確な水防活動のための取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
29	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新等を踏まえ、特に重要な水防区域、重要水防区域の見直し ・河川、海岸管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川、海岸管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認
30	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する
31	水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する
32	水防団（消防団）間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る
② 市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
33	市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討
34	市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町庁舎の機能確保を実施する
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
35	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施
36	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有
37	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	

(4) 河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等に関する事項

38	堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する ・土砂災害発生危険度の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有
39	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容（余裕高部、パラベット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等に基づき、府管理の樋門、水門、防潮施設等の改修を推進する ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討
41	施設管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する

(5) 減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援

42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知
43	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町開発窓口への洪水リスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知
44	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新
45	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整
46	補助制度の活用	土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する

泉北地域の防災・減災に係る
取組方針（案）について

背景と大阪府における取組み

「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」の背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害 鬼怒川の堤防決壊
- ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」策定
H27.12.11国土交通省～「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」
- 平成28年8月台風第10号 中小河川の氾濫による逃げ遅れ
平成29年5月 水防法の一部改正
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた
全国の河川でさらに加速
洪水等からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」実現のための抜本的な対策
- 実効性をもって着実に推進するため「水防災意識社会の再構築に
向けた緊急行動計画とりまとめ（H29.6.20 国土交通省）
- **泉北地域水防災連絡協議会において、緊急行動計画を基に地域の
特性を反映した「泉北地域の防災・減災に係る取組方針」を策定**

緊急行動計画の概要 (H29.6.20 国土交通省)

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申,平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申,平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、**実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。**

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

大阪府における取組み -「今後の治水対策・土砂災害対策の進め方」-

「今後の治水対策の進め方（平成22年6月）」「今後の土砂災害対策の進め方（平成24年8月）」の基本的な考え方

治水・土砂災害対策については、“人命を守ることを最優先”とする基本理念に基づき、治水・土砂災害リスクの開示によって府民と情報共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効果的・効率的に組み合わせるトータルマネジメントにより取り組む。

「逃げる」

行動主体目線に立った避難支援のため、タイムライン防災に着手。

- ◇（住民自らの避難行動促進）
- ◇市町村が住民との協働により実施する地域版ハザードマップ（防災マップ）の作成や避難訓練の支援
- ◇防災情報の提供

「凌ぐ」

既存ストックを活用した減災対策を強化することにより、被害が発生しても影響を最小限とする。

- （治水）
- ◇流出抑制
ため池の治水活用 など
- ◇耐水型都市づくり
土地利用の誘導 など
- （土砂災害）
- ◇土砂災害特別警戒区域内の家屋に対する助成

「防ぐ」

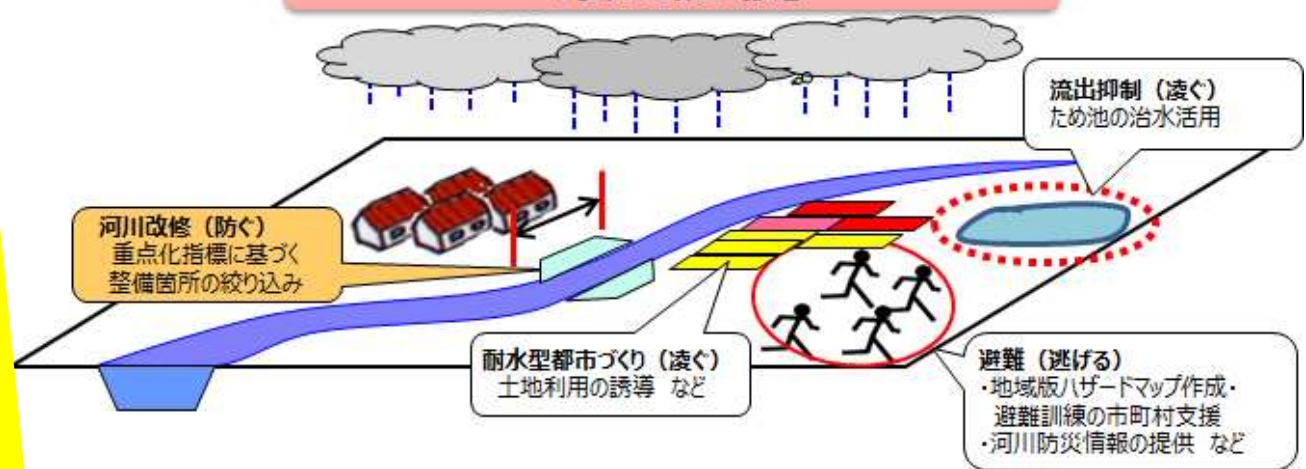
重点化方針により施設整備を絞り込み「人命を守る」に加え、経済成長を支えるインフラ整備を着実に推進。

- （治水）
- ◇河川改修など
- （土砂災害）
- ◇砂防事業、急傾斜地崩壊対策など

【治水対策】

河川整備計画の見直し審議が完了（H28年度）

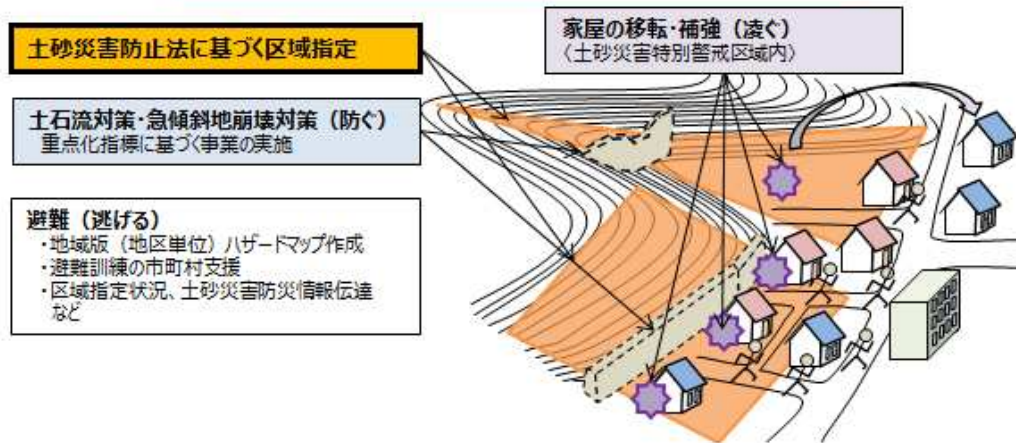
⇒着実な計画の推進



【土砂災害対策】

土砂災害防止法に基づく区域指定完了（H28年度）

⇒地域特性に応じた対策をとりまとめ



泉北地域の防災・減災に係る取組状況 (主な取組み)

泉北地域の概要

泉北地域の概要

泉北地域は、大津川水系と石津川水系の水と金剛生駒紀泉国定公園に代表される緑に恵まれ、また、港町として栄えた堺を始めとする泉州の町が早くから開けており、関西国際空港の開港以来、ますます発展する魅力ある地域である。

内陸部の既成市街地と泉北丘陵地帯及び臨海部の工業地帯で形成され、人口が集中した区域でもある。

泉北地域では、直轄管理河川の一級河川大和川と、大阪府管理の二級河川石津川、大津川などの17河川（約76km）があり、また、和泉市、堺市に位置する和泉山系には多くの砂防施設を管理している。

沿岸部の堺泉北港には、多くの水門などの防潮施設により高潮等に備えている。



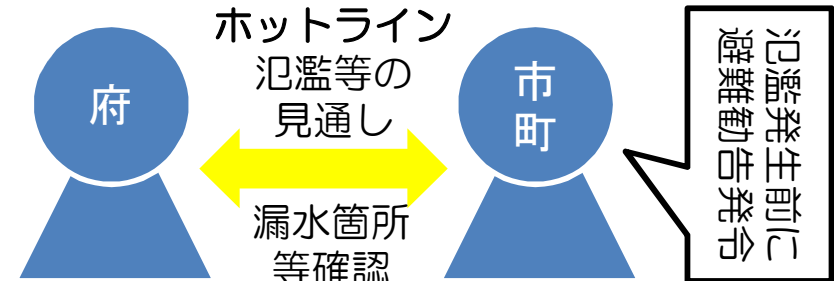
[H29.12月現在]	人口(人)	面積(km ²)
堺市	833,976	149.82
泉大津市	75,205	14.31
和泉市	185,467	84.98
高石市	56,441	11.30
忠岡町	17,006	3.97
泉北地域 計	1,168,095	264.38

情報伝達、避難計画等に関する事項

住民避難に備えたホットライン構築

河川の水位上昇状況や土砂災害警戒情報など、住民の避難行動に必要な情報を、見逃さず、迅速かつ確実に市町村長へ伝えるホットラインを構築

台風21号時、石津川、槇尾川等の水位上昇や土砂災害警戒情報をホットラインで伝達



【河川情報 ホットライン】



【土砂災害警戒情報 ホットライン】

現行：4市1町と河川水位及び土砂災害に関する情報を伝えるホットラインを構築済み（平成29年度より）

今後・5年間の取組

洪水、土砂災害で構築したホットラインの検証、水位設定している河川や高潮災害に備えたホットラインの構築を検討

情報伝達、避難計画等に関する事項

水害対応タイムライン構築

台風襲来などの大規模水害に備え、市、町、大阪府などの関係機関と連携し、事前に取り組むべき行動を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を作成

【タイムラインとは】

【行政間タイムライン（事例：高石市⇄大阪府）】

災害が発生することを前提として、関係機関が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目した防災行動計画

「いつ」を決めることで、其々が迷う時間を少なくし、「時間軸」を考慮することで、行動の無理・無駄が把握できます。

「誰が」「何を」をすることを1枚にまとめて共有することで、関係者が連携した防災活動、避難行動に繋がります。



現行：大阪府と4市1町の行政機関にて、洪水・土砂災害のタイムラインを構築済み（平成29年度より）

平成30年度の取組：

想定最大規模の高潮浸水想定図作成と併せ、沿岸市町も参画する「高潮タイムライン検討部会（仮称）」を発足し、高潮タイムライン作成に着手予定。

New

情報伝達、避難計画等に関する事項

ICTを活用した洪水情報の提供

現行で提供している河川水位や雨量などの防災情報の充実に加え、ICTを活用し住民へ分かりやすい防災情報の提供に努める

【HP等で提供している防災情報】

大阪府土砂災害の防災情報で「危険度情報」を確認
http://www.osaka-bousai.net/sabou/index.html

大阪府土砂災害の防災情報のトップページにアクセス

大阪府土砂災害の防災情報

いつ避難するかを知る

どこが危険なのかを知る

災害に備えよう

危険レベル

リアルタイム

水位計

【防災情報の充実案】



現行：河川水位や雨量、府管理河川の90箇所の河川画像をHP上で提供、河川水位上昇や避難勧告等の防災情報をメール配信

平成30年度の取組：

- ・より分かりやすく防災情報を提供するため、大阪府土砂災害情報HPをリニューアル(H30.2)
- ・洪水時のみの観測に特化した「危機管理型水位計」を百済川・父鬼川で設置予定

New

情報伝達、避難計画等に関する事項

要配慮者利用施設の避難対応

水害リスクが高い区域や土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設については、水防法等において避難確保計画や避難訓練の実施を義務化



施設作成の避難計画に水害編等も追加

【要配慮者利用施設管理者への説明会】

(堺市)



市、町で説明会実施
約900施設が参加



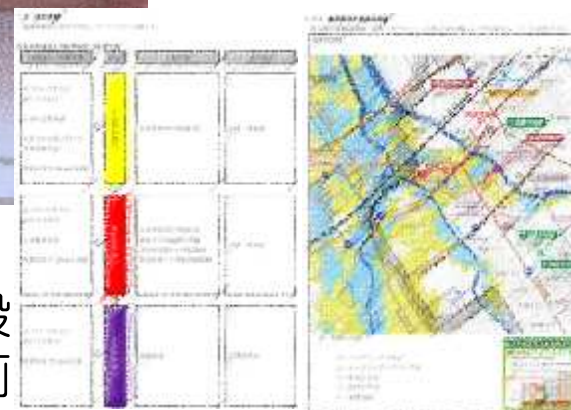
(忠岡町)

【避難訓練や避難確保計画】



泉大津市内の施設で避難訓練

和泉市域の施設の避難確保計画



現行：平成29年5月までに市、町で要配慮者利用施設管理者への説明会を実施。市、町の地域防災計画に水害リスクや土砂災害警戒区域にある施設を位置付け

今後・5年間の取組

市、町は、引き続き、要配慮者利用施設管理者へ避難確保計画作成や訓練実施への周知や助言、支援する。また、大阪府も市、町へ支援する

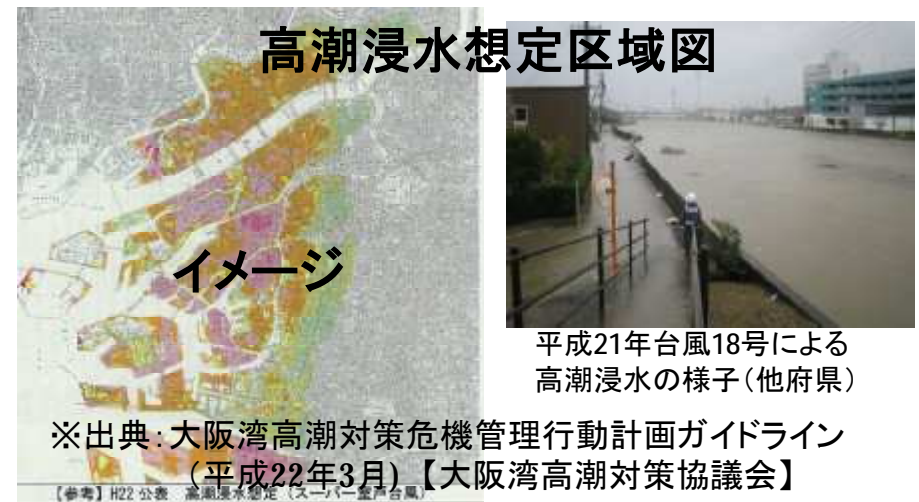
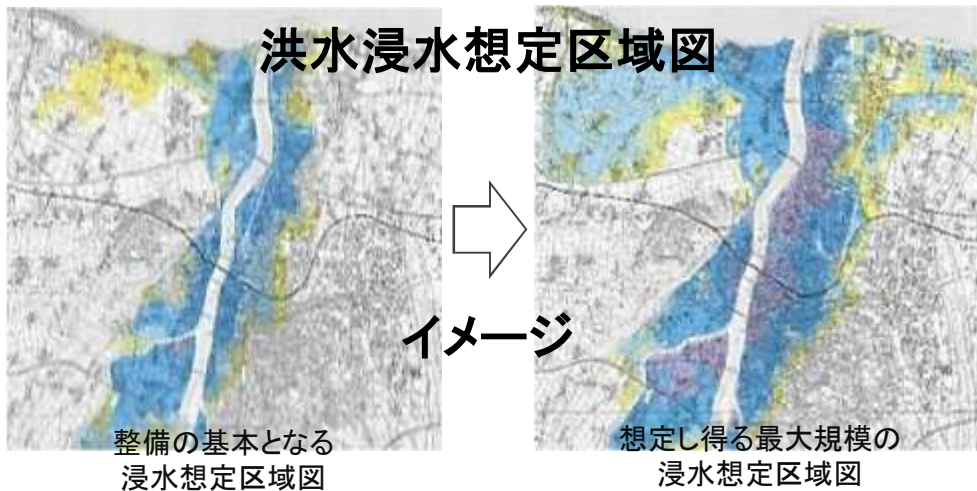
平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

想定最大規模の浸水想定区域図、水害ハザードマップ

住民の避難行動につながる地域の水害危険性の周知するため、大阪府（河川・高潮）は想定最大規模の浸水想定区域図作成、周知に努める。また、作成された浸水想定区域図を基に関連する市、町は水害ハザードマップを作成、住民への周知や避難訓練等に努める

【想定最大規模の洪水・高潮浸水想定区域図】

想定し得る最大規模の降雨・高潮に対する避難確保・被害軽減を目的に



現行：大阪府管理河川（管内17河川）の「洪水リスク表示図」を公表。市、町において、洪水、土砂災害、津波の防災ハザードマップを作成、住民へ配布

平成30年度の取組：

大津川水系の想定最大規模の洪水浸水想定区域図作成に平成29年度より着手
大阪湾の想定最大規模の高潮浸水想定区域図を年度末に公表予定

New

平常時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

地域版ハザードマップ作成など

水害リスクの高い地域や土砂災害警戒区域にある地域の自治会や自主防災組織等を対象とした防災出前講座や地域版ハザードマップ作成等に努め、住民の防災意識向上へ繋げる

【市町ハザードマップ、避難訓練】

【防災出前講座など】



和泉市での
地域版ハザードマップ作成



現行：市、町は、土砂災害や水害リスクの高い自治会や校区での地域版ハザードマップ作成を支援。大阪府も、市、町で進めるマップ作成などに支援する

今後・5年間の取組

市、町は、引き続き、地域版ハザードマップ作成を進め、教育委員会と連携、協力して、学校における防災教育の充実を図る。大阪府も、市、町の取組みに積極的に支援する

水防体制の強化、自衛水防の推進

水防体制の強化、水防に関する広報など

水防活動に係わる関係者（市、町、大阪府、消防機関等）が連携し、水防箇所の点検や技術向上のための水防訓練、また、水防活動の広報等を行い、より一層の水防体制の強化や自衛水防の推進に努める

【合同水防演習や訓練】

【協議会で「防災情報の勉強会」を実施】



現行：市、町や消防機関による水防演習や重要水防箇所の合同点検、府主催の風水害訓練との連携訓練などを行い、水防体制の連携や技術力強化

平成30年度の取組

台風第21号を経験し「防災情報の共有が重要」との各機関の意見を踏まえ、協議会の構成機関の特に防災対応を実務する担当者を対象とした「防災情報の勉強会」を実施

New

洪水氾濫等を未然に防ぐ対策

河川管理施設等の着実な整備等

「今後の治水対策の進め方（平成22年6月）」「今後の土砂災害対策の進め方（平成24年8月）」策定、人命を守ることを最優先にすることを基本的理念とし、府民が実感できる「防ぐ」施策の着実な実施に努める

【河川改修、津波（高潮）、土砂災害対策など】



今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、河川改修や土砂災害対策などを着実に実施していくとともに、整備状況等や整備方針について協議会で情報共有を図る

洪水氾濫等を未然に防ぐ対策

河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状態を把握を行い、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、身近な河川や砂防施設の状態を知って頂くために府民へ「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」を公表

【河川堆積土砂除去など】



大津川



石津川老朽対策
(矢板護岸)

【河川砂防施設点検等の実施及び公表】

河川砂防施設等の点検結果や
河川特性マップをHPや紙面で公表

今後・5年間の取組

河川、砂防施設等の適切な維持管理に努めるとともに、維持管理（堆積土砂除去や河道内草木対策）状況や定期点検結果、実施時期等について協議会で情報共有を図る

4市1町の 防災・減災に関する取組状況

高石市の取組 -市職員の水防技術の習熟「高石市水防演習」を実施-

平成28年12月の「泉州水防事務組合」の解散を受け、市職員、消防団、消防署が出水期や台風期の災害対応を行うため「高石市水防演習」を平成29年7月に実施。

水防演習では市域を流れる芦田川氾濫を想定し、関係機関が連携した情報伝達や土のう制作や設置などのど、実践しながらで演習を行い、水防技術の習熟を図った。
(今年度も7月に水防演習を開催予定。)

過去の水害記録

S57・8月台風10号の浸水状況



H16・5月・豪雨



高石市水防演習の様子

市職員・消防署・消防団
が合同で実施



参加者総出で土のう制作



越水に備えた
土のう積工を実施



市民も見学



各機関との無線通信訓練も実施

堺市の取組 -大和川浸水想定区域図を踏まえた住民の主体的な避難の促進-

平成28年に公表された大和川浸水想定区域図では、その浸水が広範囲に想定されていること、浸水深が深いこと、家屋倒壊等氾濫想定区域があること、場所によって氾濫流到達までの時間が早いこと、などから避難行動に課題がある。

堺市では、住民の避難シミュレーションを実施し、避難行動への課題や問題点を検証し、適正な住民の避難行動を促すための取組を実施。

【大和川避難対象区域】（H28公表・大和川浸水想定区域図）



判断水位	大和川（柏原観測所）
避難所開設準備水位 (避難所開設準備)	4.10m
避難判断水位 (避難準備・高齢者等避難開始)	4.70m
氾濫危険水位 (避難勧告)	5.30m
避難指示（緊急）	堤防が決壊する恐れがあるとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）又は堤防が決壊したとき

大和川「柏原」観測所水位と避難判断水位

和泉市の取組 -災害記憶を風化させない・台風第21号の災害特集を広報に掲載-

近年稀に見る豪雨となった台風第21号では、和泉市の山間部を中心に土砂崩落などの多くの被害が発生、市域の大半の地域で避難勧告、指示を発令することになった。

和泉市では市民の災害への備え、また、災害記憶を風化させないため「災害は待ってくれない」をテーマに、災害写真や被災された方の体験談などの取材、日頃からの備えなどの災害特集を広報で掲載。

台風21号により市域の各地で被害



榎尾川護岸崩落

(新)170号土砂崩落



府道・土砂崩落



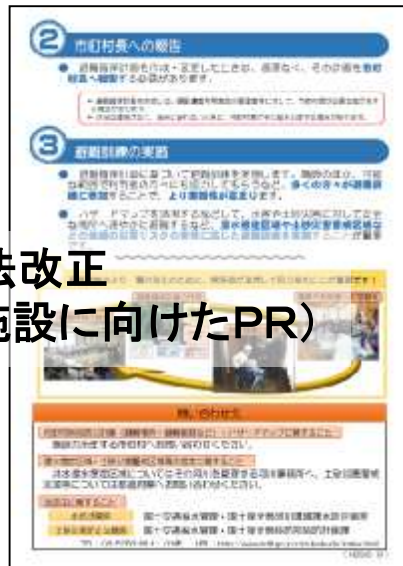
地すべり



泉大津市の取組 -災害に備えて・要配慮者利用施設と連携しての避難訓練を実施-

平成29年6月の水防法改正により、浸水リスク内にある要配慮者利用施設は避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けされた。

こうした背景を踏まえ、泉大津市では大津川及び津波や高潮の浸水エリア内にある要配慮者利用施設管理者と連携し、浸水被害を想定した関係機関との情報伝達、利用者を実際に上層階へ移動させる実践的な避難訓練を実施。(今年度も訓練予定)



水防法改正
(要配慮者利用施設に向けたPR)

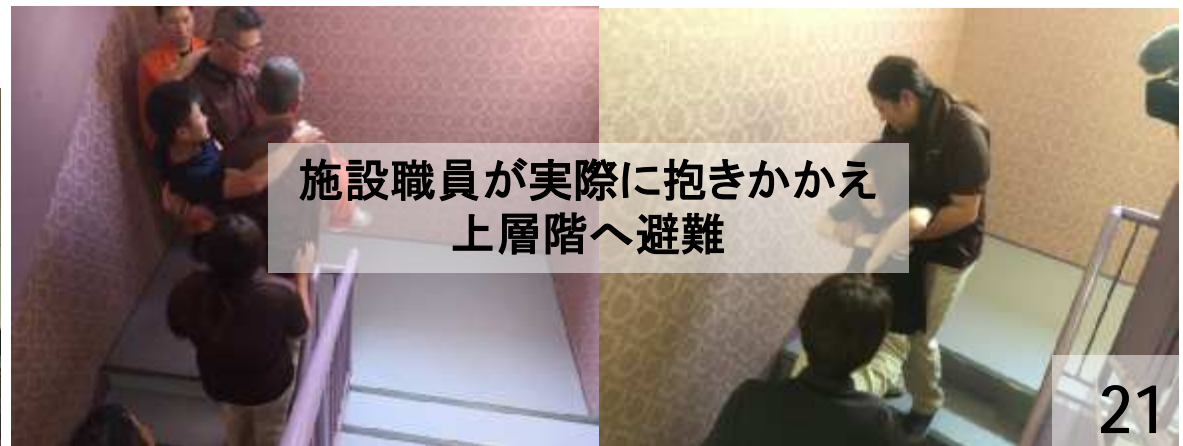
消防職員による実演



上層階へ避難訓練



市及び管理者との情報伝達



施設職員が実際に抱きかかえ
上層階へ避難

忠岡町の取組 -町全体で災害へ備えて・防災訓練を実施-

町全体の防災力強化を目的に、年1回、地震などの大規模災害を想定した防災訓練を実施。訓練には、警察署、陸上自衛隊、町消防本部、町消防団など防災関係機関のほか、自治会、自主防災組織、ボランティア団体などの地域団体も参加。

災害救出救助訓練、仮設トイレ組立訓練、炊き出し訓練、自主防災組織によるバケツリレー消火訓練等、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施。



自治会単位で避難訓練



救出・救助訓練



忠岡町防災訓練の様子

地区単位での
避難訓練を実施



自主防災組織による実働訓練



平成30年度 泉北地域における 河川砂防施設及び維持管理等の工事予定箇所図

(注意事項)

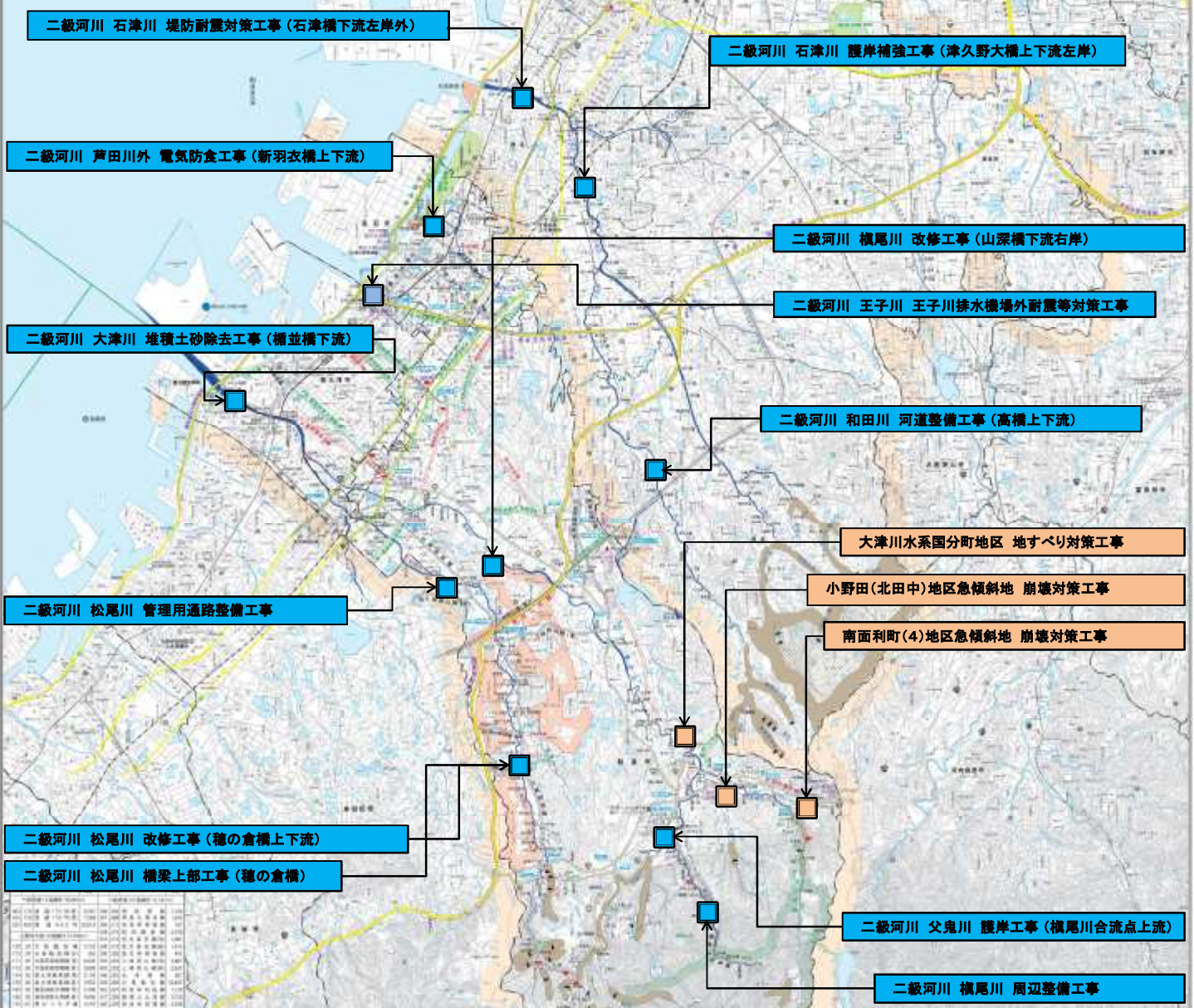
- ・ 年度当初予定のもので、工事箇所、内容等は変更される場合があります。
- ・ 維持管理(河床整正、堆積土砂除去など)工事は、予定箇所以外も河川特性状況を踏まえ、発注する場合があります。

(凡例)

河川関連等事業 :

砂防、急傾斜等事業 :

危機管理型水位計: 百済川・父鬼川で設置予定(設置箇所は調整中)



河川名称	工事箇所	工事内容	工事種別
石津川	石津橋下流左岸外	堤防耐震対策	河川関連等事業
石津川	津久野大橋上下流左岸	護岸補強	河川関連等事業
芦田川外	新羽衣橋上下流	電気防食	河川関連等事業
横尾川	山深橋下流右岸	改修	河川関連等事業
王子川	王子川排水機場外	耐震等対策	河川関連等事業
大津川	桶並橋下流	堆積土砂除去	河川関連等事業
和田川	高橋上下流	河道整備	河川関連等事業
松尾川	管理用通路	整備	河川関連等事業
松尾川	穂の倉橋上下流	改修	河川関連等事業
松尾川	穂の倉橋	橋梁上部	河川関連等事業
父鬼川	横尾川合流点上流	護岸	河川関連等事業
横尾川	周辺	整備	河川関連等事業

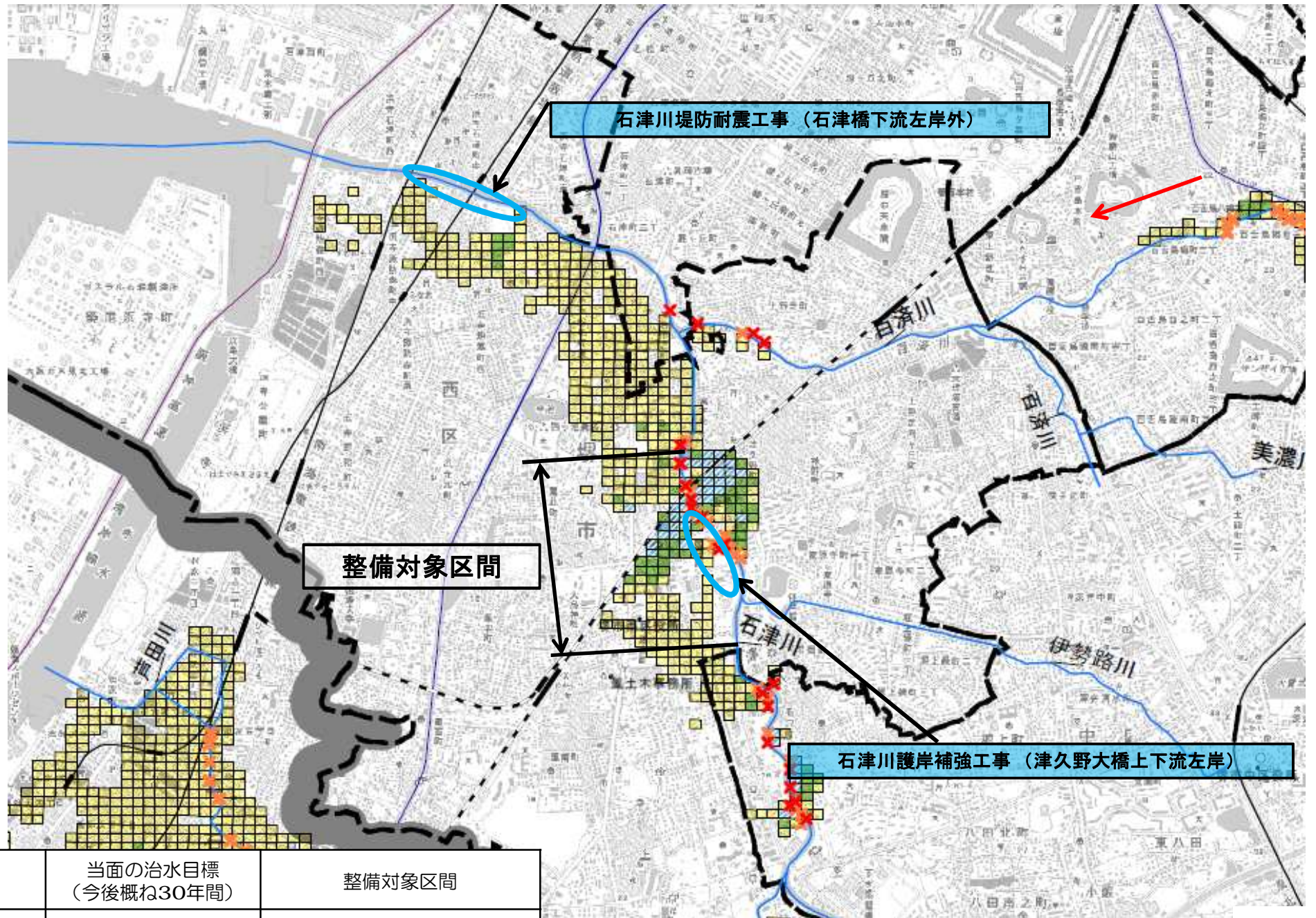
河川名称	工事箇所	工事内容	工事種別
大津川水系国分町地区	地すべり	対策	砂防、急傾斜等事業
小野田(北田中)地区	急傾斜地	崩壊対策	砂防、急傾斜等事業
南面利町(4)地区	急傾斜地	崩壊対策	砂防、急傾斜等事業

河川名称	工事箇所	工事内容	工事種別
大津川水系国分町地区	地すべり	対策	砂防、急傾斜等事業
小野田(北田中)地区	急傾斜地	崩壊対策	砂防、急傾斜等事業
南面利町(4)地区	急傾斜地	崩壊対策	砂防、急傾斜等事業

色	工事種別
青	河川関連等事業
オレンジ	砂防、急傾斜等事業

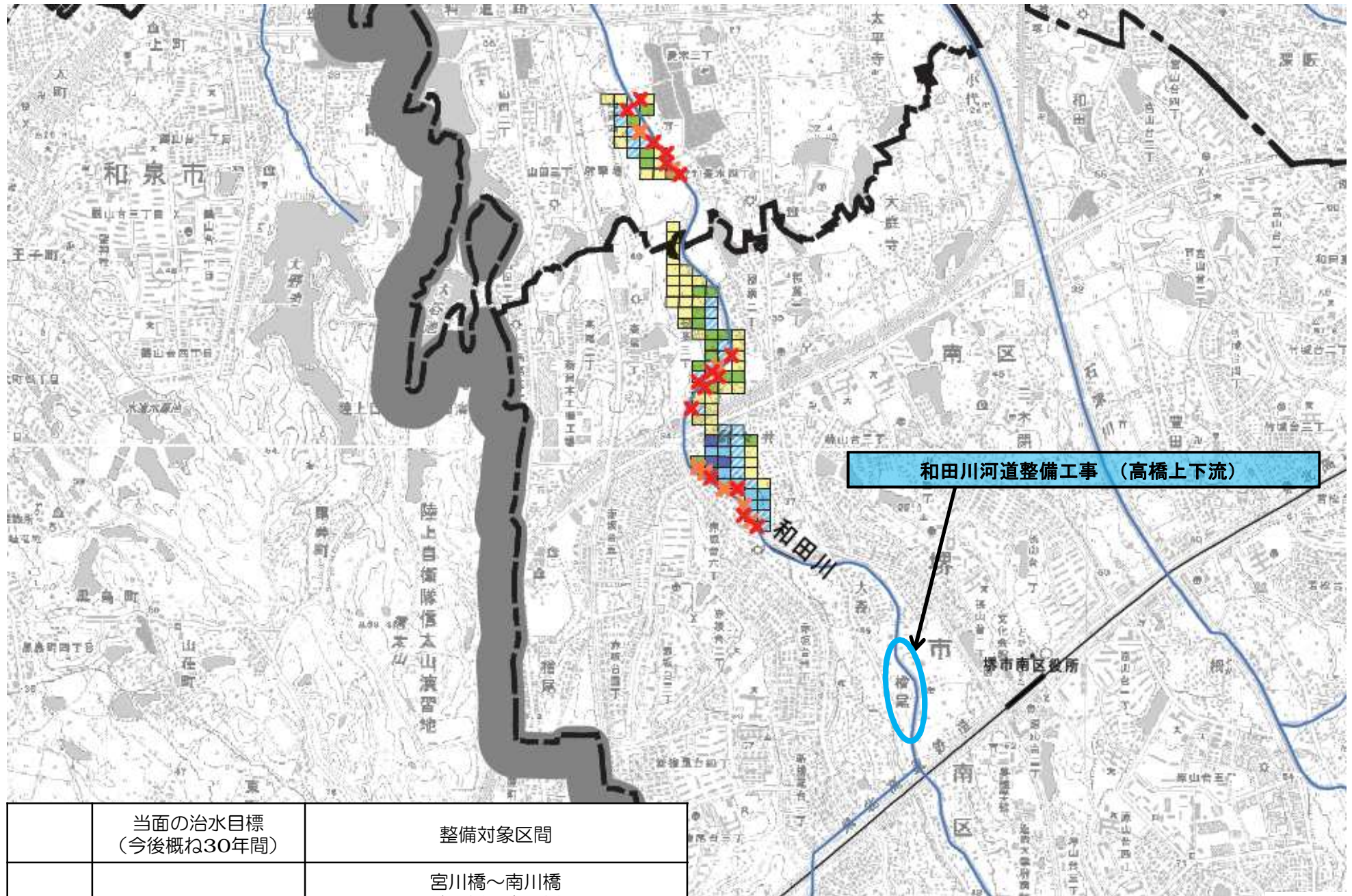
平成30年度 泉北地域内における
河川砂防施設の整備及び維持管理等について

平成30年度 堺市域（石津川）



	当面の治水目標 (今後概ね30年間)	整備対象区間
石津川	1/30	宮本橋～平岡大橋 L=1.0km

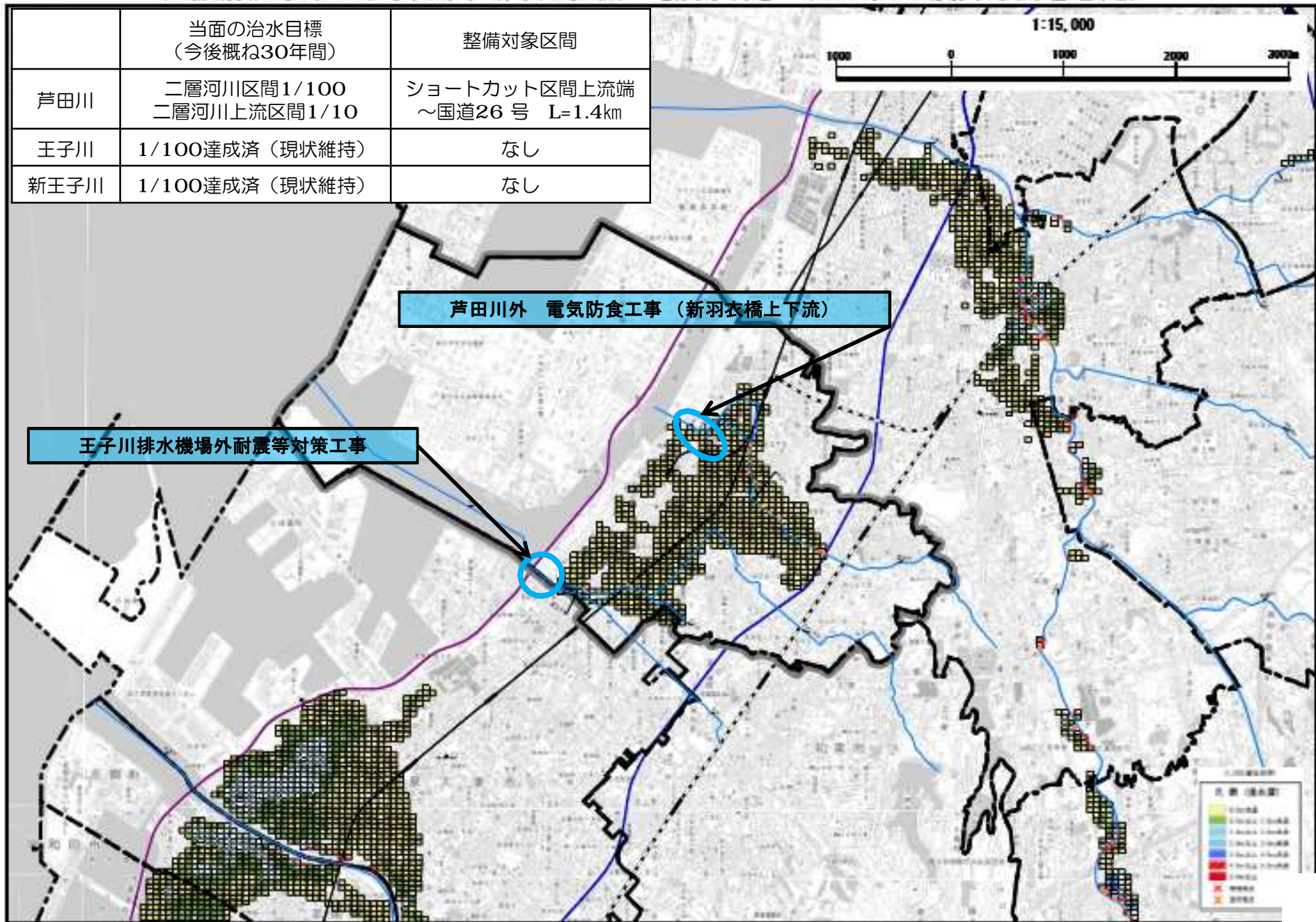
平成30年度 堺市域（和田川）



	当面の治水目標 (今後概ね30年間)	整備対象区間
和田川	1/30	宮川橋～南川橋 鳩塚橋～赤坂橋 約1.1 km

平成30年度 高石市域（芦田川・王子川）

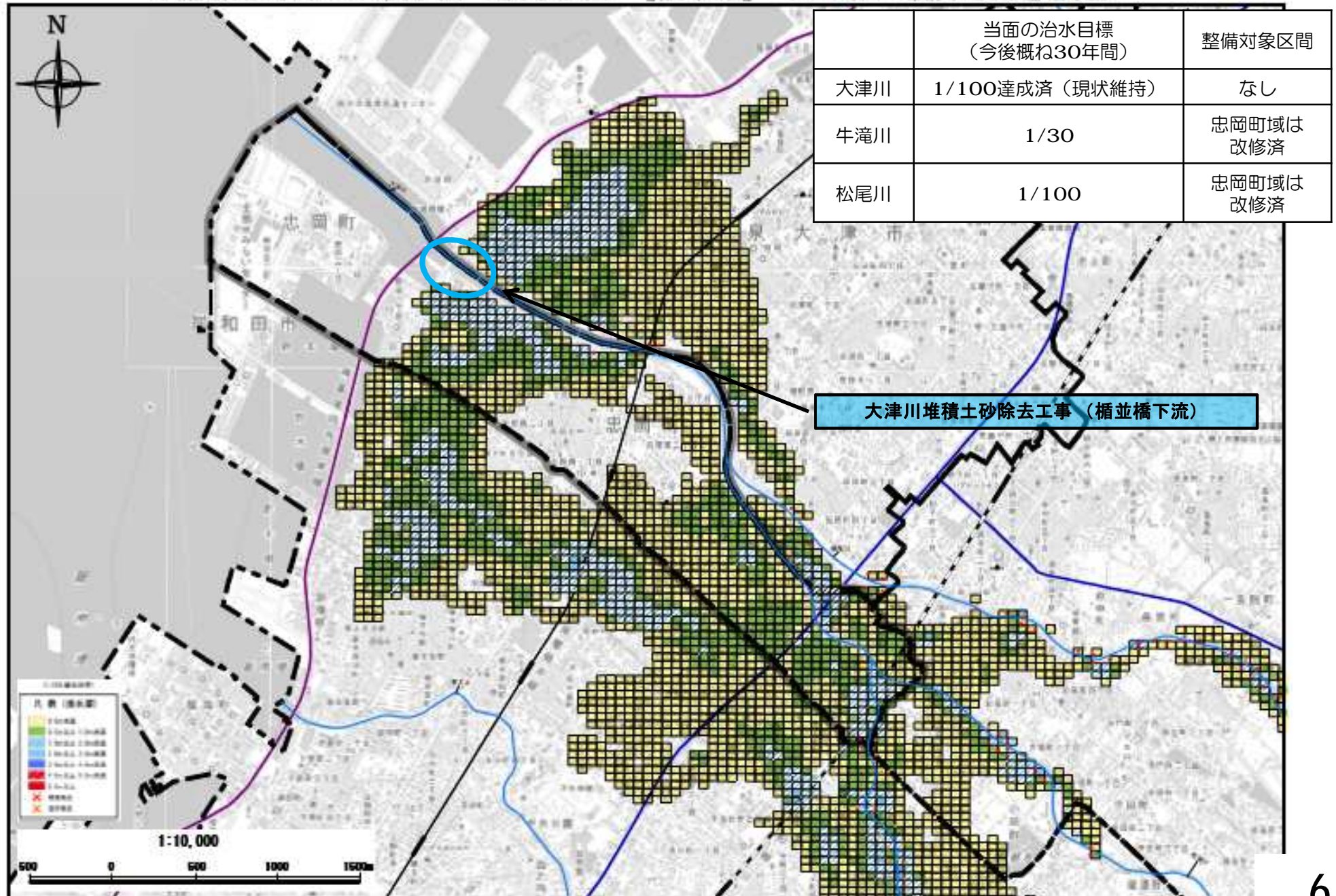
大阪府洪水リスク表示図（高石市域）【浸水深】（200年に1度降る雨を想定）



この地図は、国土交通省の承認を得て、河川案内の精度等級2000（準国産図）を複製したものである。（原図番号 平2204採、第30号）また、河川案内の敷設地図2000（夜間データ基盤）を使用した。（原図番号 平2204採、第30号）

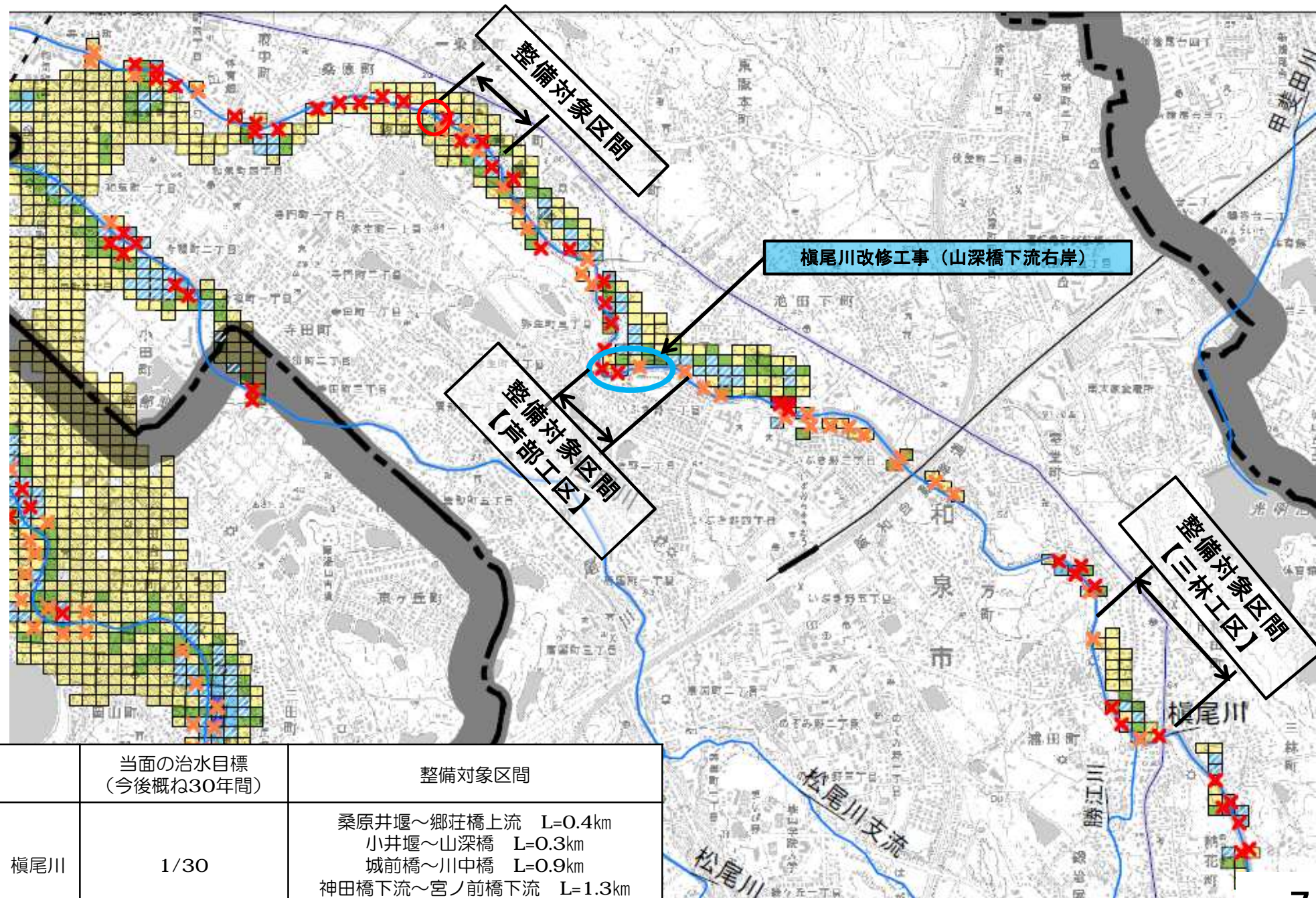
平成30年度 忠岡町域（大津川）

大阪府洪水リスク表示図（忠岡町域）【浸水深】（200年に1度降る雨を想定）



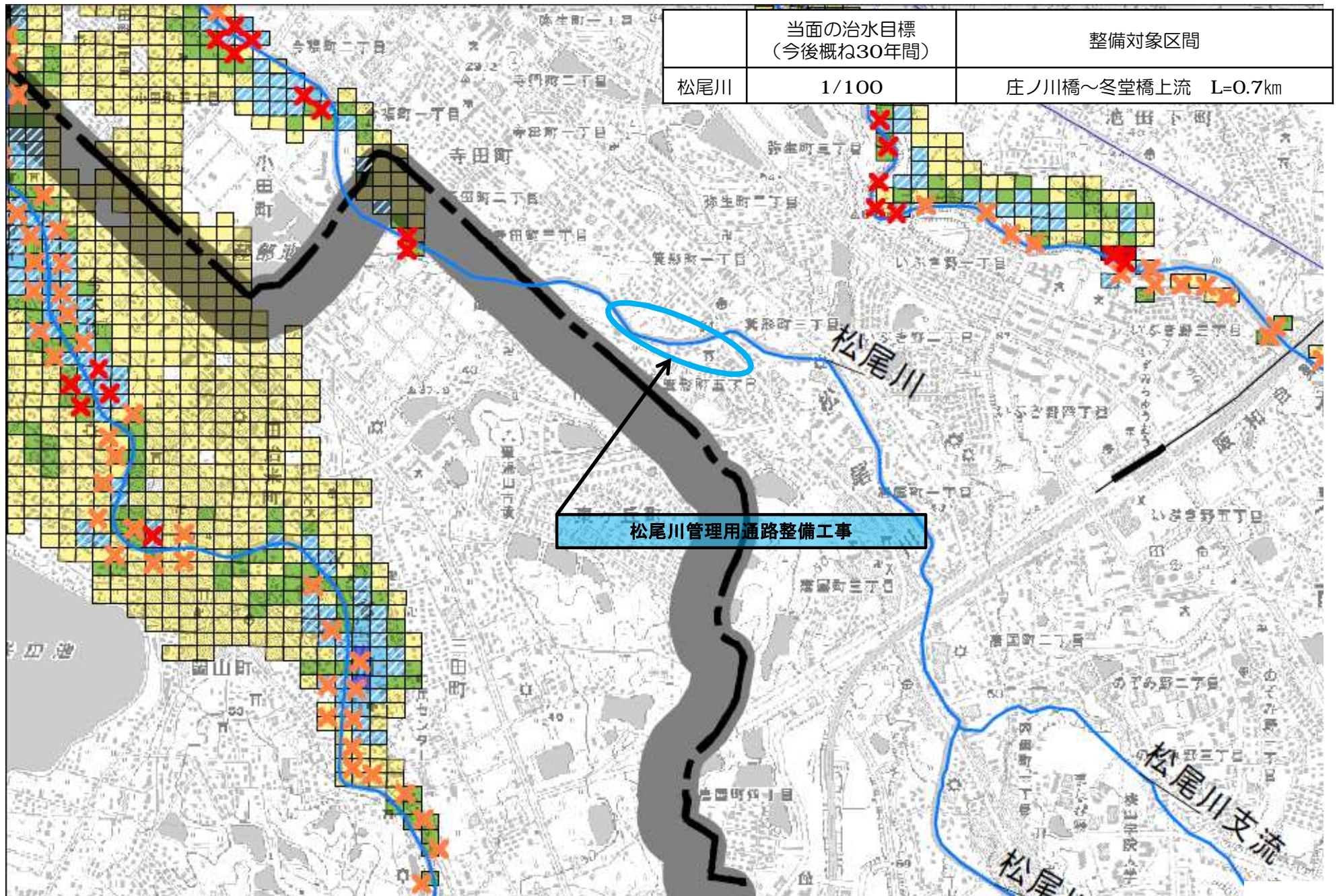
この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土地理院の調査地図2000（地形図集）を複製したものである。（承認番号 平22第19号、第219号）また、国土地理院の調査地図2000（空間データベース）を複製した。（承認番号 平22第19号、第219号）

平成30年度 和泉市域（榎尾川中下流）

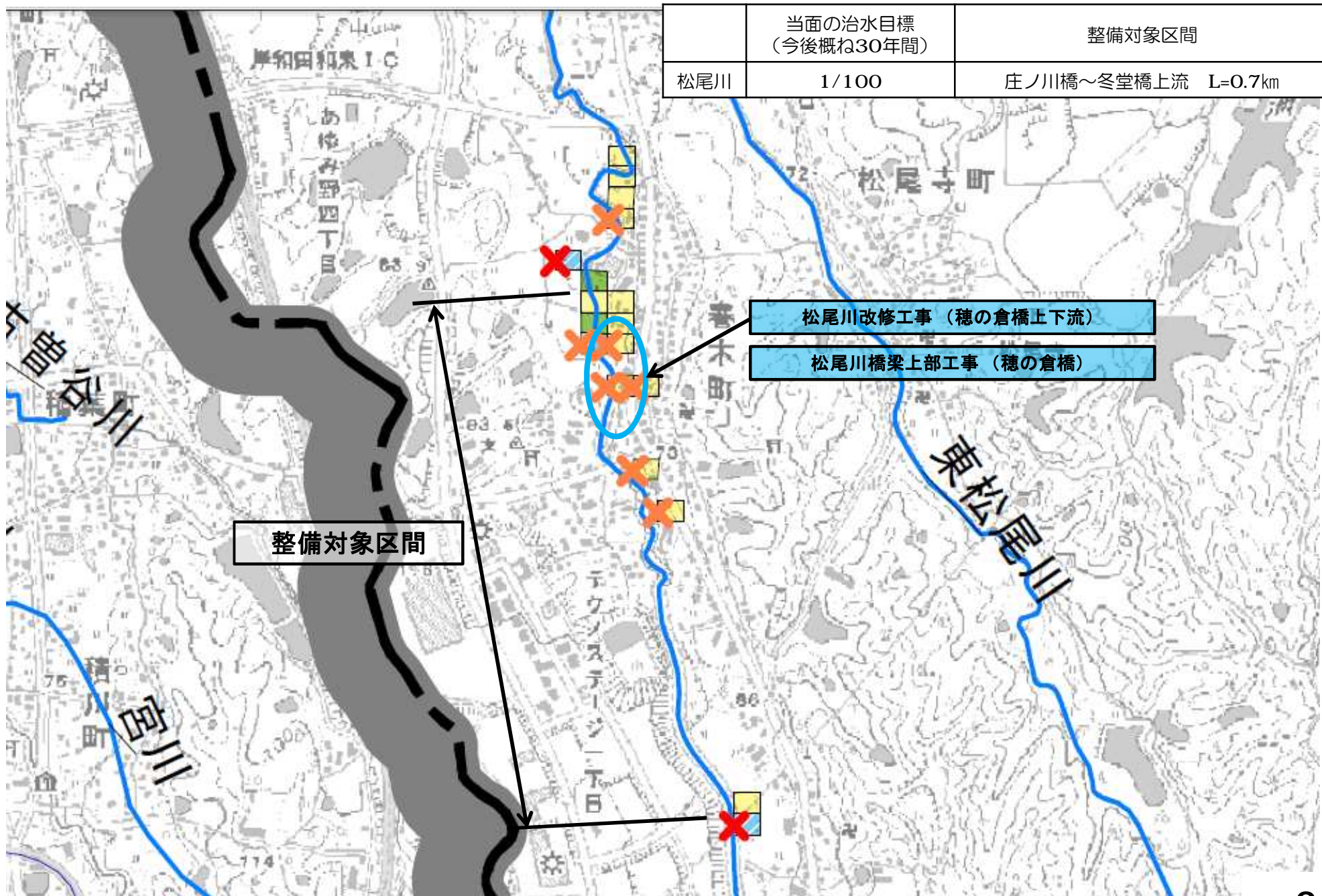


	当面の治水目標 (今後概ね30年間)	整備対象区間
榎尾川	1/30	桑原井堰～郷荘橋上流 L=0.4km 小井堰～山深橋 L=0.3km 城前橋～川中橋 L=0.9km 神田橋下流～宮ノ前橋下流 L=1.3km 父鬼川合流点～そうず橋上流 L=0.9km

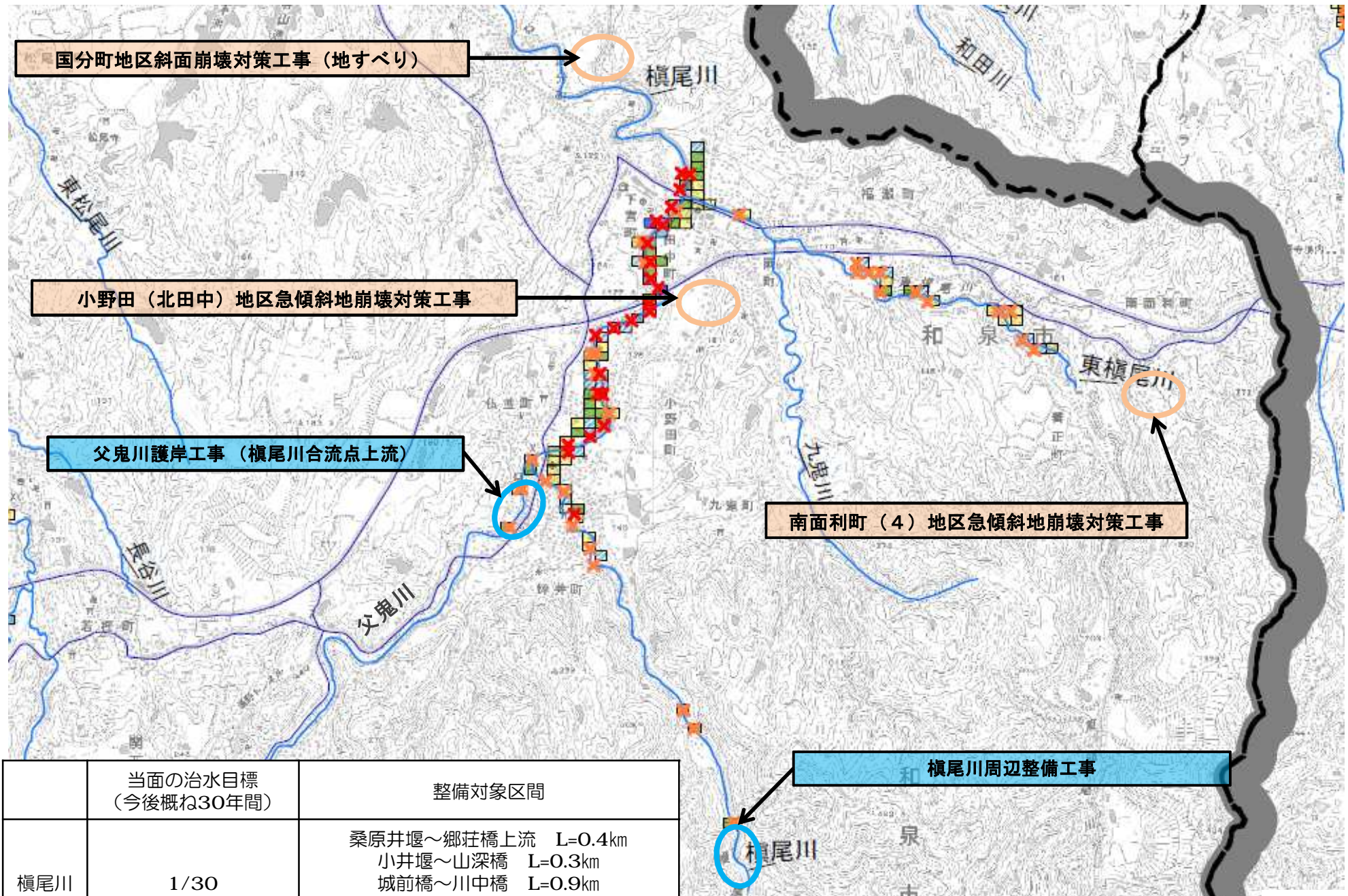
平成30年度 和泉市域（松尾川）



平成30年度 和泉市域（松尾川）



平成30年度 和泉市域（榎尾川上流部・父鬼川）



	当面の治水目標 (今後概ね30年間)	整備対象区間
榎尾川	1/30	桑原井堰～郷荘橋上流 L=0.4km 小井堰～山深橋 L=0.3km 城前橋～川中橋 L=0.9km 神田橋下流～宮ノ前橋下流 L=1.3km 父鬼川合流点～そうず橋上流 L=0.9km

泉北地域・河川特性マップ

【計画的な維持管理(要対応)】

大阪府では、土砂の堆積状況(堆積土砂が河川断面を阻害する割合**30%以上**)に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響も考慮し、優先度を定めて計画的に実施。

【河川特性マップについて】

堆積土砂や河道内樹木、草木類の伐採要望等が増加。5年ごとに実施している、河川状況調査結果の取りまとめを行い、「堆積傾向」、「河床低下傾向」、「局所的な洗掘が点在する区間」を河川特性マップとして示したものの。

【マップの活用】

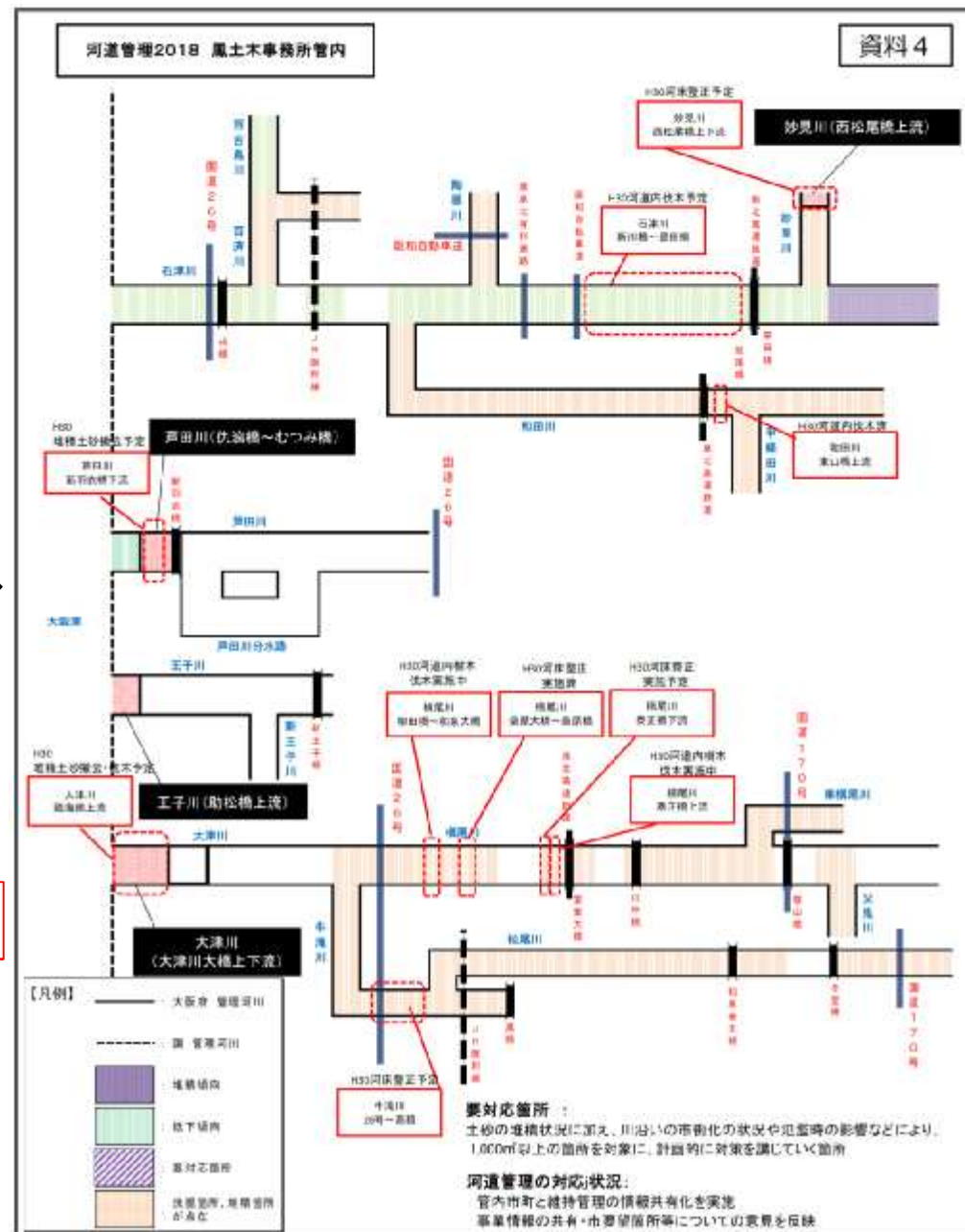
- ・要対応区間以外の河川特性をふまえた対策内容の検討、対策区間・箇所を選定に活用

➡ **治水と環境の両立を意識**

- ・管内市町と維持管理の情報共有化を実施
事業情報の共有・市要望箇所等についての意見を反映

➡ **府民・市民目線での維持管理も意識**

※ 河川特性マップは別途A3で配布



泉北地域・河川砂防施設点検の結果

河川砂防施設点検結果の概要

(1)『身近な河川や砂防施設の状況をご確認ください。』

○大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握することにより、適切な維持管理に努めています。

○地域の皆さんにも、身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くために、「河川砂防施設の点検結果」を公表しています。(河川砂防施設点検結果一覧)

○今回、河川施設の定期点検を実施いたしましたので、その結果とこれまでの公表箇所の対応状況も含めてとりまとめましたので公表します。

(2)『点検結果(要注意箇所等)への対応』

○「要注意箇所」とは、河川や砂防施設に損傷がみられ、そのまま放置しておくとならば人家等に影響を及ぼす可能性がある箇所です。

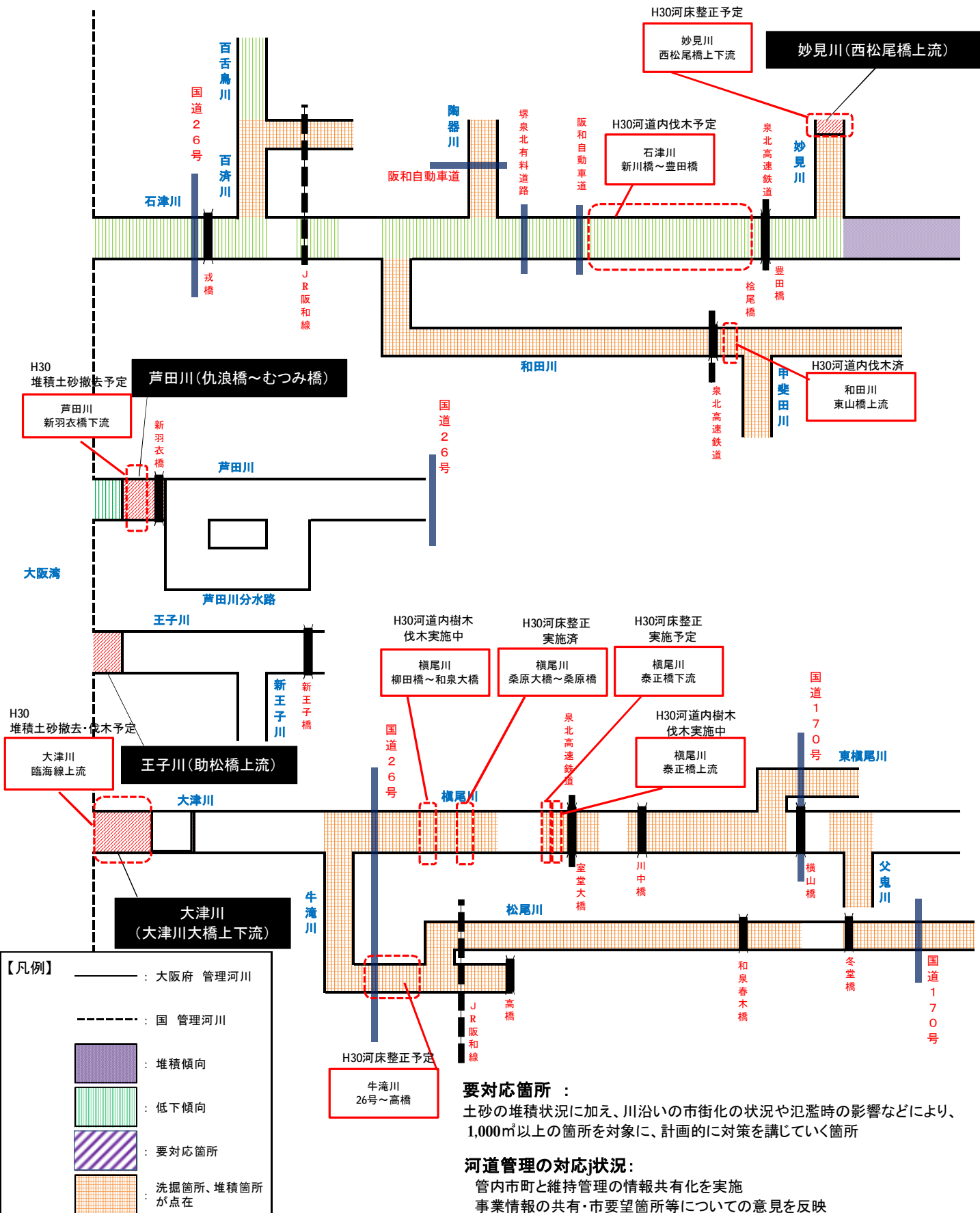
○「要注意箇所」の内、特に損傷が著しい箇所は「緊急対応実施箇所」とし、次期出水期までに(5月末までに)応急的な対応を完了し、その後更に必要な対策を実施する等適切に対処します。

○「要注意箇所」については、必要に応じ詳細な調査を実施し、補修方法等の検討を行い概ね3年を目途に順次対策を実施します。

損傷箇所例



泉北地域の府管理河川では「緊急対応箇所」「要注意箇所」はありませんが、引き続き点検を続けていきます。



【凡例】

- : 大阪府 管理河川
- - - : 国 管理河川
- (紫) : 堆積傾向
- (緑) : 低下傾向
- (斜線) : 要対応箇所
- (点線) : 洗掘箇所、堆積箇所が点在

要対応箇所：
 土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などにより、1,000㎡以上の箇所を対象に、計画的に対策を講じていく箇所

河道管理の対応状況：
 管内市町と維持管理の情報共有化を実施
 事業情報の共有・市要望箇所等についての意見を反映

○ 平成29年水防法改正を踏まえた改定

- 大規模氾濫減災協議会の設置(第2章第4節) P13
- 要配慮者利用施設の避難確保作成及び避難訓練実施の義務化(第17章第6節)P101
- 予想される水災の危険の周知等(第17章第4節)P100
- 浸水被害軽減地区の指定(第17章第9節)P102、河川協力団体(第1章第2節)P4
- 民間事業者による水防活動の円滑化
(緊急通行(第8章第4節)P86、公用負担・損失補償(第14章第2節)P94、企業との連携(第11章第5節)P91)

○ 平成29年の気象警報・注意報基準の変更等を反映 P25-31

- 大雨警報・洪水警報等を補足する情報についても記述(第5章第1節) P24

○ 土砂災害警戒情報の基準変更に伴う土砂災害警戒準備情報の廃止(平成30年2月8日)P75

- 田尻町の発表対象への追加と合わせて反映(第5章第8節)

○ その他

- 水防訓練(第16章第1節)P96、水防報告(第12章第2節)P92、決壊・漏水等の通報及びその後の処置(第10章)P89について、手引きの修正を反映。

(話題提供)
段階的に発表する
防災気象情報の活用

・警報級の可能性

↳ ・危険度を色分けした時系列

↳ ・危険度分布

5日先までの「警報級の可能性」の提供

大阪府の警報級の可能性

大阪府では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

今日～明日

・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

明後日～5日先

・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

大阪府	警報級の可能性								
	3日		4日			5日	6日	7日	8日
	明け方まで		朝～夜遅く						
	18-24	0-6	6-12	12-18	18-24				
大雨	中		-			-	-	中	-
暴風	-		高			-	中	高	-
波浪	-		高			-	中	高	-

[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性は[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

今日～明日

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

明後日～5日先

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

- ☆ 気象台が発表する大雨警報には、浸水による重大な災害のおそれがあるときに警戒を呼びかける**大雨警報(浸水害)**と、重大な土砂災害発生のおそれ警戒を呼びかける**大雨警報(土砂災害)**の**2種類**に加え、**洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮**の警報があることを覚えておいてください。

警報・注意報の「危険度を色分けした時系列」の提供

平成●●年10月22日09時28分 大阪管区气象台発表

大阪府の注意警戒事項

大阪府では、23日朝まで土砂災害に警戒してください。

=====

●市 [継続]大雨警報(土砂災害) 雷, 強風, 波浪, 洪水注意報
 22日夜のはじめ頃までに暴風警報に切り替える可能性が高い
 22日夜のはじめ頃までに波浪警報に切り替える可能性が高い
 22日夜のはじめ頃までに洪水警報に切り替える可能性が高い

「警報級の現象が予想される期間」等を、視覚的に把握しやすい形で提供

※ 気象警報について

- ・ 「警報級の現象が予想される期間」の最大6時間前に発表しています。
- ・ 各警報の予測値は、「確度が一定に達した」ものを表示しています。

●市	発表中の警報・注意報等の種別	今後の推移(■警報級 ■注意報級)								備考・関連する現象	
		22日				23日					
		9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9		9-12
大雨	1時間最大雨量(ミリ)	50	60	80	100	100	80	80			
	(浸水害)										浸水注意
	(土砂災害)										以後も注意報級土砂災害警戒
洪水	(洪水害)										
強風	風向風速(矢印・メートル)	陸上	7	10	12	20	20	20	20	18	
		海上	10	16	16	30	30	30	30	20	
波浪	波高(メートル)	1	1	2.5	3	4	4	3	2.5	2	以後も注意報級うねり
雷											竜巻、ひょう

警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。
 ■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。
 各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

[警報・注意報\(文章形式\)へ](#)

従来からの文章形式も確認できます

時系列表示により

今後の危険度の高まりを即座に把握できます

気象庁 ホームページアドレス(大阪府)
<https://www.jma.go.jp/jp/warn/331.html>

気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料

ホーム > 防災情報 > 気象警報・注意報

気象警報・注意報：大阪府

警報・注意報種類 すべての種類

地方 府県 **大阪府** 市町村

[発表状況一覧](#)

「発表状況一覧」をクリックし、見たい市町村名をクリックすると、警報・注意報(図表形式)へ

■ 警報・注意報を補足する「危険度分布」の提供

濃い紫は「災害がすでに発生」していてもおかしくない状況！

- 危険度分布では、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まっている場所をお知らせします。
- 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」でも、避難判断への活用が推奨されています。

■ 気象庁ホームページ トップ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

または

● 土砂災害警戒判定メッシュ情報

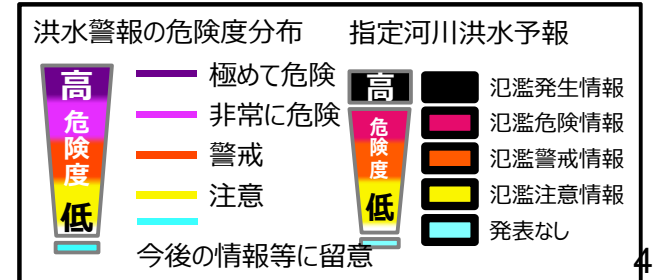
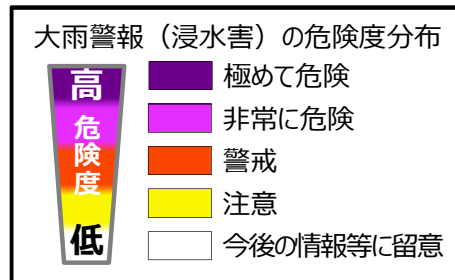
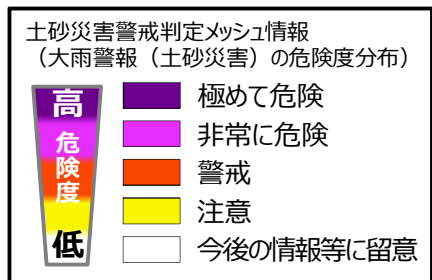
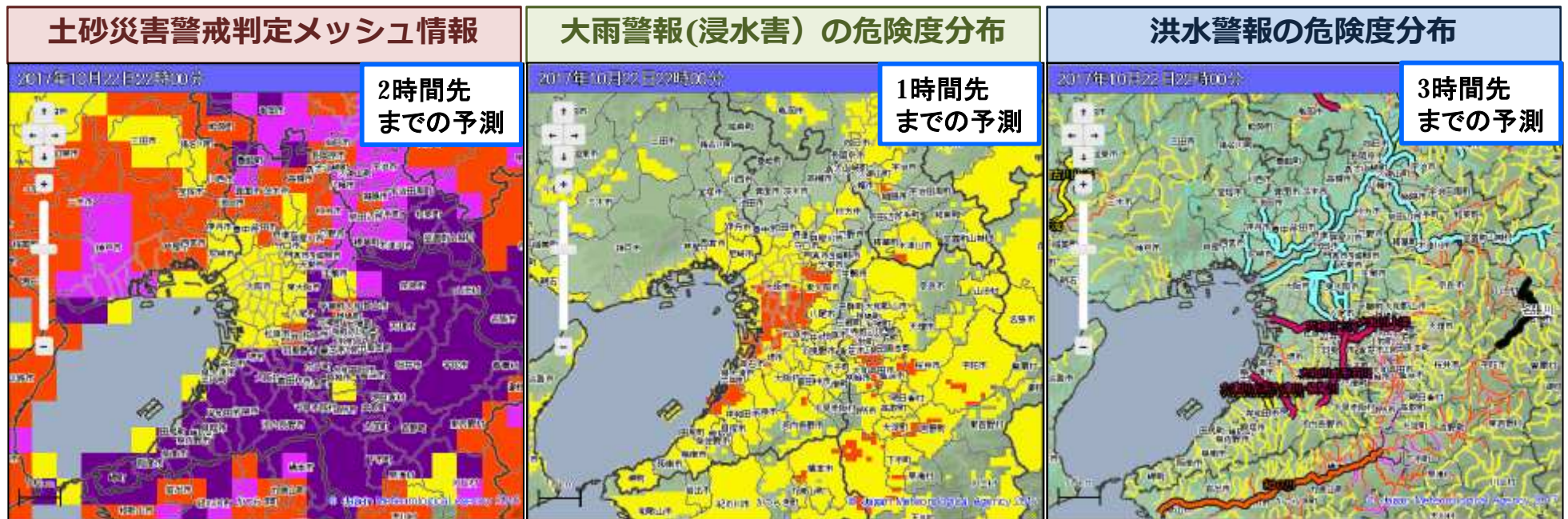
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

● 大雨警報(浸水害)の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

● 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>



泉北地域水防災連絡協議会・今後のスケジュール

平成 29 年度

○ 行政WG（1月22日、3月16日）

- 現状の各機関が取組む防災・減災対策の把握
- 防災・減災対策の目標設定
- ※ 5年間で取組む防災・減災対策に関する方針案を作成

○ 協議会（2月6日）

- 泉北地域水防災連絡協議会規約改正について
- 泉北地域の防災、減災に向けた取組方針を検討することについて
- 意見交換（台風第21号での対応を振り返り）

平成 30 年度

○ 行政WG（5月10日）

- 泉北地域水防災連絡協議会規約の改正
- 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の確認
- 河川砂防施設の整備・維持管理等について

○ 協議会（5月29日）

- 泉北地域水防災連絡協議会規約の改正
- 泉北地域の防災・減災に係る取組方針（案）について
- 河川砂防施設の整備・維持管理等について

※ 平成 30 年度以降

協議会⇒取組方針の進捗点検、修正等の確認
多機関連携型タイムラインの確認
その他、防災・減災対策に関する確認

行政WG⇒取組方針案の進捗点検、修正等の協議
多機関連携型タイムラインの作成
その他、防災・減災対策に関する協議